

PTA等共済法だより

第44号
2016/9/30発行
(毎月末発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課PTA等共済室
(編集：吉谷 正)

■三重県PTA安全互助会が共済事業の認可を受けました！

平成28年10月5日(水)一般社団法人三重県PTA安全互助会が三重県教育委員会から全国では27番目となるPTA等共済事業の認可をうけました。

平成17年の保険業法の改正後、民間保険会社との団体契約によって保険事業を実施していました。

少子化等を背景に児童生徒の減少、それに伴いPTA会員の減少も見込まれています。世の中の変化に対処できる、堅固で開かれた組織、PTAとの関係を良好に保ちつつ、将来に渡って持続可能な事業体になることを目標として法人化し、会費収入が減少する中で、児童生徒の安心・安全を恒久的な制度の下で維持してきたいとする団体の思いが実を結びました。

認可申請にあたっては、法人化・共済事業準備委員会を組織して集中して検討を進め、文科省や三重県教育委員会の担当者もアドバイザーとして見守ってまいりました。

現在は、来春に向けて手引きの準備や体制の整備、諸規程等の準備を進めています。



認可証を手に記念撮影する事務局の皆さん
池山さん 石川局長 河野さん 沼口副理事長 安藤理事長

■共済法基礎講座(第6回)

New!

第6回は、共済規程についてです。

共済規程とは

PTA等が共済事業の認可申請を行う際に行政庁に提出しなければいけない書類のひとつです。

実施しようとする共済事業の詳細について記載する書類であり、①共済事業の実施方法に関する事項(事業方法書)、②共済契約に関する事項(共済約款)、③共済掛金及び準備金に関する事項(算出方法書)の3つの項目からなります。3つをあわせて「共済規程」といいます。一般の保険会社であれば、「約款」は内閣総理大臣の認可を受ける必要があるほど重要なもので、契約者や被共済者に配布するなどします。PTA等共済法においても認可申請時や変更時には審査を受けることになっています。

共済規程策定にあたって

無認可共済時代の見舞金規程では、異なる定めをしていたり、規定していない事もありますので、法律や他の法律の規定を考慮した規定が必要となります。例えば、保険法上、途中で共済をやめる場合は、未経過期間に相当する期間分の共済掛金を返戻する必要があります。安心して共済に加入していただくためにも、保険契約に関してきめ細かく、そしてわかりやすく規定しておく必要があります。加入者のために、共済規程や手続等をホームページ等で公開することも良い方法です。(算出方法書については、企業秘密的な要素もあるため公開の必要はありません。)

共済規程については、PTA等共済法、施行規則、監督指針の他に、保険法や保険業法の規定を考慮して作成する必要があります。従来の見舞金規程では、PTA等共済法や関連する法令の規定を考慮していません。法令に基づき共済事業を実施することになりますので、法令の規定を考慮する必要があります。「モデル共済規程」は、上記を考慮しながら規程化したものであります。

共済規程の変更

共済規程の設定や変更は、社員総会または評議員会での決議を経た上で、行政庁の承認を受けることが必要です。ただし、関係法令の改正に伴う規定の整理や「共済掛金及び準備金に関する事項」については、社員総会または評議員会での決議を経ないで変更することができます。ただし、その場合は、定款にその旨を規定しておく必要があります。

「共済掛金及び準備金に関する事項(=算出方法書)」が社員総会または評議員会での決議を経ないで変更することができるのは、次のような考え方によるものです。算出方法を変更せずに、過去のデータも用いて算出しなおすような場合、算定式が同じ条件の下では、災害が多くなれば共済掛金も当然にして上がるわけです。そのような技術的なところまで、行政庁の承認を求めるとは、単に共済団体の負担になるのではないかというのが、背景にあります。そもそもの補償の額を変更する場合などは承認が必要です。

なお、一般の保険会社であれば、保険料の変更を株主総会等に図るなどせず、災害発生率等に基づき一方的に決めているものですが、PTAや青少年教育団体の場合は、共済掛金を含んだ会費という関心の高い事項となっているため、通常は全て社員総会又は評議員会で承認を得ているのが一般的な運用となっているようです。

共済掛金Xの算定式を次のとおり仮定します。X = a + 2b (a:事務手数料 b:危険率 c:安全普及啓発活動(新規追加))
団体内の決議や行政庁の承認が必要か否かは、次のように考えます。

- ① X = a + 2b ⇒ 計算式の変更なし。計算式に入れるデータ(bの値)のみを変えるのであれば決議不要。
- ② X = a + 2b + c ⇒ 新規事業の経費(c)を加算する。計算式そのものを変更することになるので決議必要。

■おしらせ

・今年度役員向け研修会やコンプライアンス研修会等を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、日程調整が必要です。お早目に御相談下さい。

・教育委員会において、立入検査等の事前相談、同行等のサポートが必要な場合もお早目に御相談下さい。

・近日中に、「共済事業の実施に関する調査」を都道府県教育委員会を通じて実施する予定です。10/1現在の状況についての調査になります。御理解と御協力、よろしくお願い致します。

・認可申請に向けた御相談も随時受け付けております。認可までのスケジュールを決め計画的に進めていく必要があります。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室まで御連絡ください。

「悩むより電話一本共済室」一緒に解決していきましょう。

<次号の発行予定：10月31日>

■ 隣の芝生は青い～事務局長・職員に聞いてみた～ New!

一般社団法人群馬県PTA安全互助会

～安藤事務局長に聞きました！



群馬県のゆるキャラ
「ぐんまちゃん」

共済事業で重要なことは何だと感じていますか。

法に基づき、健全かつ適正に事業運営することはもちろんのこと、PTA活動中の傷害事故等に対して共済金を給付することで、会員の経済的負担や精神的負担を軽減し、会員が安心して活動に参加できるよう支援することがとても重要なことと考えます。

事務局長の役割又は組織運営上配慮していることはありますか。

組織が機能するために、役員研修会を定期的に行ったり内部監査の機能を生かした運営に努めたりするとともに、役員に対して日ごろから情報提供や相談をしたりして事務局と円滑な関係の構築に努めています。

事業開始から5年目となりました。共済事業に携わってみていかがですか。

安全互助会の共済制度は、PTA会員が安心して活動に参加するために欠かせない存在ですが、まだまだ周知徹底されていません。「ご案内」や「互助会だより」を全会員に配布するとともにウェブページの内容を充実させ一層の普及啓発活動に努めていきたいと考えています。

貴会の課題等がありましたら、教えてください。

少子化により会員数が減少しているため、未加入PTA（平成28年度加入率93%）の加入拡大に努めるとともに、財政面をはじめ様々なリスクを的確に把握し、安全互助会として安定した事業運営を継続していくことです。

～ 関事務局長に聞きました！

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会

事業開始から5年目となりました。共済事業に携わってみていかがですか。

（局長になってから）2年目に入りました。昨年度は、着任早々いきなりの事業説明会や理事会・評議員会、その他の事業、加えて全国の連絡協議会の事務局の仕事と、訳も分からず次々と迫りくる業務に対処している状況でした。今年度に入り、少々いろいろなことが見えて来て、自分なりに考えられるようになりましたが、同時にいかに自分自身の理解が不十分であるかがわかり、知識（勉強）不足を痛感しています。そのような中で、当事務局をはじめ各団体の事務局員の方々のお仕事ぶりには敬服するばかりです。



役職員の皆さん

事務局長の役割又は組織運営上配慮していることはありますか。

安全振興会の中心業務である見舞金等の給付を確実に滞りなく行うことを第一に考えています。また、役員の方々や高P連や校長会・教育委員会等の皆さんとの連絡調整も重要な役割であり、配慮しているところです。

事務局内には、とにかく働きやすい職場環境づくりを常に肝に銘じています。

昨年度の大きなこととして、事務所の移転がありました。多くの個人情報や資料を無事に運び入れ、業務が滞りなく行えるようにでき、一安心をしました。この移転を機に、書類の保管・管理状況を見直せたことはよかったと思います。個人情報管理を含めてコンプライアンスを重視した組織運営をしっかりと進めたいと考えています。

共済事業で重要なことは何だと感じていますか。

学校現場にいた時には、安全振興会からの各種見舞金給付等でとてもお世話になった経験がありました。立場が変わり、生徒たちの学校生活が安心・安全であるために、皆で協力して支え合う、共済の意識がとても重要であり、大切な考え方だと一層その役割の重要性を実感しています。

貴会の課題等がありましたら、教えてください。

共済事業の役割や重要性を、どのように学校現場やPTAの方々にご理解いただくか。機会をとらえてお話をする場を作ってはおりますが、なかなか徹底ができません。規則等の整備がまだまだ不十分なので、徐々にではありますが確実に整備していかなければならないと考えております。

PTA等共済室

- 9月1日（木）福岡県教育委員会立入検査（福岡県高等学校安全振興会に同行）（吉谷）
- 9月5日（月）神奈川県PTA協議会安全互助会理事会（吉谷）
- 9月10日（土）～11日（日）日本PTA東北ブロック研究大会・弘前大会（吉谷）
- 9月16日（金）神奈川県PTA協議会安全互助会・第3回法人化・共済事業準備委員会（吉谷）
- 9月23日（金）沖縄県高等学校安全振興会 理事長・事務局・税理士打合せ
理事会研修会（吉谷）
- 9月28日（水）神奈川県PTA協議会安全互助会・第4回法人化・共済事業準備委員会（吉谷）
- 9月30日（金）横浜市安全教育振興会・理事・監事・評議員向け研修会（吉谷）



福岡県高等学校安全振興会



沖縄県高等学校安全振興会

■ 編集後記 今年の夏は、後半は雨続きで気が付いたら秋になった気がします。今年は台風の発生が多く、各地で大きな被害をもたらしました。出張が増えるこの時期、天気は気になるものですが、自分はかなり楽観的です。「たぶん大丈夫だろう」と根拠のない自信があります。「晴れ男/女」「雨男/女」という言葉がありますが、自分の場合は、「何となく晴れ男」です。すっきりお天気にはなりません、傘をささずにすむことが多いのです。特に今年は、台風の合間をよくすり抜け一度も変更や中断をせずに済んでいます。つい最近も大きな台風が向かっていて、開催地の事務局もかなり心配している状況でしたが、結果的には大丈夫でした。暑いのが苦手、日光に弱い自分にとっては、いい天気である必要がなく、むしろ降りそうで降らない程度がちょうどいいのです。秋の夜長の友は、ずっと憧れていた（沖縄の）三線に挑戦しています。沖縄から機内持ち込みで空輸してきました。譜面も五線譜ではない「工工四」という特殊なもので難しいですが、譜面がない曲も少しずつ音が拾えるようになってきました。皆様の前で演奏できるようにになれるよう少しずつ頑張ってみます。（PTA等共済室：高校で選択した音楽が今になって役に立っている吉谷）